

国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日 制定
令和5年7月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法第21条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項
- 二 中期計画に関する事項
- 三 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 理事
 - 三 副学長
 - 四 学部長
 - 五 研究科長
 - 六 (削除)
 - 七 各学部の副学部長 各1名
- 2 前項第7号の評議員は、当該学部において適任者を推薦し、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号の評議員の任期は、当該者の副学部長としての任期の末日までとする。

(解任)

第4条の2 第3条第1項第7号の評議員が副学部長を解任されたときは、学長は、当該者を評議員から解任する。

(議長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、筆頭理事が、議長の職務を代理する。

(会議)

第6条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(開催)

第7条 教育研究評議会は、毎月1回の開催を定例とする。

2 次の場合は、臨時に教育研究評議会を開催する。

- 一 議長がその必要を認めたとき。
- 二 評議員の過半数の要求があるとき。

(評議員以外の者の出席)

第8条 教育研究評議会が必要と認めた場合は、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 教育研究評議会に、必要に応じて専門委員会を置く。

(記録)

第10条 教育研究評議会は、議事について記録を作成する。

(庶務)

第11条 教育研究評議会の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月27日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に現に改正前の第3条第1項第6号の評議員である者は、令和6年3月31日まで引き続き評議員とする。
- 3 この規則の施行の日の前日に現に改正前の第3条第1項第7号の評議員（以下、「旧学部選出評議員」という。）である者は、改正後の第3条第1項第7号の規定にかかわらず、その任期の末日まで引き続き評議員とする。

- 4 第3条第2項の規定に基づき学部から推薦された評議員適任者が、前項の規定による任期の終了日が令和6年4月1日以降である旧学部選出評議員であり、かつ、学長が当該者を第3条第1項第7号の評議員として指名した場合は、当該者の旧学部選出評議員としての任期は令和6年3月31日までとする。
- 5 第3項の規定による旧学部選出評議員の解任については、なお従前の例とする。

国立大学法人岩手大学教育研究評議会 の審議事項に関する申合せ

(平成16年4月1日)

国立大学法人岩手大学教育研究評議会規則第2条第9号に規定するその他教育研究に関する重要事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

- ・大学の将来計画・改革に関する事項
- ・大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ・教員の懲戒に関する事項
- ・学生の懲戒に関する事項
- ・各教育研究支援施設の評価並びにそれらへの予算配分及び職員配置に関する事項
- ・学長、理事及び副学長の選考と解任に関する事項